

第189回  
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第3号

令和2年2月4日かすみがうら市農業委員会告示第3号をもって、令和2年2月10日(月)  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第189回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和2年2月10日(月) 午後2時00分開会  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 欠 員	

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫	局長補佐 山本 好徳
係長 横田 桂明	主任 松澤 智之

6. 議事録署名委員

5番 塚本 茂      6番 飯田 敬市

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ かすみがうら市農業委員会会長の互選について
- ⑤ 報告案件について  
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について  
報告第7号 制限除外の農地移動届出の受理について  
報告第8号 買受適格証明願に係る農地法第3条の許可書の交付について
- ⑥ 議案審議について  
議案第8号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について  
議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第11号 現況証明願の交付決定について  
議案第12号 農地改良協議書に対する同意について  
議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)  
議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について  
議案第16号 遊休農地の非農地判断について
- ⑦ その他

8 閉会

午後3時06分閉会

事務局長	それでは、只今から、令和2年 第189回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって、総会 は成立しております。
事務局長	それでは、会長が不在ですので、会議規則第5条第2項の規定により、会長代理が その職務を代理することとされておりますので、以後の議事進行につきましては 市川会長代理にお願い致します。
議 長	市川会長代理あいさつ はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議 長	次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、5番 塚本茂 委員、 6番 飯田敬市 委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の松澤主任を指名いたします。
議 長	次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。  (異議なしの声あり)
議 長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議 長	それでは、議事日程に従い会議を進めます。 最初に、かすみがうら市農業委員会会長の互選を行います。 農業委員会等に関する法律第5条第2項及び委員会規則第2条において、会長は、委 員の無記名投票で選出する規定があります。さらに、出席委員に異議がないとき は、指名推薦により会長を選出できるとあります。 お諮りします。どちらの方法がよいか、ご意見ございますでしょうか。
11番 鈴木委員	指名推薦をお願いします。
議 長	ただいま、指名推薦のご意見がございました。 会長は、指名推薦により選出したいと思いますが、ご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)
議 長	ご異議ございませんので、指名推薦により選出します。
議 長	それでは、どなたか会長候補者を推薦してください。
11番 鈴木委員	中山峰雄君を推薦したいと思います。
議 長	只今、中山峰雄委員を会長に推薦する、ご意見がございました。 他に、ございますでしょうか。  (異議なしの声あり)
議 長	お諮りします。中山峰雄委員を会長にすることに、賛成の方は挙手をお願いします す。
議 長	全員賛成ですので、中山峰雄委員をかすみがうら市農業委員会会長とすることに 決定いたします。 会長に決定しました、中山峰雄委員の生年月日と住所を申しあげます。

議 長	生年月日は、昭和●年●月●日 住所は、かすみがうら市宍倉●●●●●となります。
議 長	会長が決定しましたので、これで議長の職を終了させていただきます。 ご協力ありがとうございました。  (市川会長代理 自席へ戻る)
事務局長	それでは、ただいま選出されました、中山新会長に、ここで、ご挨拶をお願いします。 議長席にお進みください。  (中山新会長あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。
議 長	それでは、議事進行を務めさせていただきます。 最初に、報告第5号から報告第8号までの報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が配布されていますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議 長	それでは、議案審議に入ります。 「議案第8号 農地法3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。
議 長	事務局より、議案の朗読をお願いします。
議 長	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
14番 栗原委員	2月3日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、谷中委員と市川委員と私、栗原の3名で書類審査後、現地調査を実施してきました。それでは説明いたします。 番号1番は、●●●●●小学校から約450m北に位置する畑1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は譲渡人所有地と交換するため今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。 番号2番は、加茂地内にある●●●●●から約150m南に位置する田1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。 番号3番は、下土田地内 ●●●●●から約700m東に位置する田1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。 番号4番は、下佐谷地内●●●●●から約450m北西に位置する畑3筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は新規就農のため今回の申請に至りました。既存のハウスで小松菜を作付する計画です。 番号5番は、深谷地内 ●●●●●十字路から約400m南に位置する畑、約150m西に位置する畑、約50m北に位置する畑、合計3筆になります。 現況は、いずれもきれい管理されていました。申請人は新規就農のため今回の申

	<p>請に至りました。露地野菜を作付けする計画です。  番号6番は、下土田地内 ●●●●●から約700m東に位置する田3筆になります。  現況は、きれい管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。  番号7番は、●●●●●●●●●●から約650m北東に位置する畑2筆、約1000m北東に位置する畑2筆、1200m北東に位置する畑2筆、1300m北東に位置する畑1筆の合計7筆になります。現況は、きれいに管理されていました。  申請人は新規就農のため今回の申請に至りました。梨を作付けする計画です。  以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  委員の皆様の更なるご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
2番 塚本委員	譲り受け人は、これなんの地目を譲り受けるのですか。交換の地目は
事務局	農地法3条で●●さんが譲り受けて、5条の1番で、●●さんと●●さんのやりとりがあると思うのですが、こちらのほうは、既に資材置き場で利用されておる状況でして、●●さんが持っている農地と●●さんが持っていた元農地を交換して、5条の1番のところ、転用したいということで申請いただいております。
議 長	よろしいでしょうか。他にありませんか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可

	することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第8号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。
議 長	事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
9番 谷中委員	それでは、説明いたします。 図面番号1番をご覧ください。番号1番は、宍倉地内 ●●●●● 南側に位置する畑1筆になります。こちらは第2種農地と判断しました。 現況は庭木などが植えられた状況でした。申請人は駐車場として使用するため、今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしくをお願いします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。(議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。
13番 市川委員	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>図面番号2番をご覧ください。</p> <p>番号1番は、●●●●●から約230m北東に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。現況は、既に資材置場として利用されており始末書が添付されております。申請人は、今後も資材置場として継続利用をするため今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。</p> <p>図面番号3番をご覧ください。</p> <p>番号2番は、●●●●●センターから約60m南西に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されておりました。申請人は、自己住宅建設に伴い、今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。</p> <p>図面番号4番をご覧ください。</p> <p>番号3番は、●●●小学校から約640m北東に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されておりました。申請人が経営する会社の従業員駐車場拡張のため、今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。</p> <p>図面番号5番をご覧ください。</p> <p>番号4番は●●●●●より約40m北に位置する畑になります。こちらは第3種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されておりました。申請人は、太陽光発電事業に伴い、今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。</p> <p>図面番号6番をご覧ください。</p> <p>番号5番は●●●中学校の南西側に隣接する畑2筆になります。こちらは、第3種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されておりました。学校敷地の拡張に伴い、今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。</p> <p>図面番号7番をご覧ください。</p> <p>番号6番は番号5番に隣接する畑1筆になります。こちらも第3種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されておりました。申請人は、自己住宅建設に伴い、今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
1番 栗山委員	これ、等価交換ですか。

事務局	3条で載ってた方が、690㎡と5条の資材置き場に供したいというほうが、699㎡と いうことで、ほぼ同じくらいということで判断させていただきました。
1番 栗山委員	後の方、699㎡ということですが、現に資材置き場になっているのでしょうか。 等価交換というのは、おかしいのじゃないですか。 ワンクッション置くのなら話は別だけど。同時にでてきたからね。
事務局	等価交換ということなんですけど、税務署の方の判断になるかと思います。 税金がかかるかどうかというのは、そういったことで、ご理解いただきたいと 思います。
1番 栗山委員	理解はできないけど、しょうがないでしょう。
議 長	よろしいでしょうか。他にありませんか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可 することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可 することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可 することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可 することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可 することに、賛成の方は挙手をお願いします。

事務局	全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
事務局	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
事務局	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	全員賛成ですので、番号6番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
事務局	「議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
事務局	なお、議案第10号番号5番については、3,000㎡以上の案件となることから、17日の茨城県農業会議諮問案件となりますので、委員の皆様にはご承知おき願います。
事務局	次に「議案第11号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読をいたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。
9番 谷中委員	それでは、説明いたします。 図面番号7番をご覧ください。 番号1番は、牛渡地内 ●●●●●●●●から約770m北東に位置する畑1筆になります。こちらは、昭和53年から申請人の家屋が建っており、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。 図面番号8番をご覧ください。 番号2番は、深谷地内 ●●●●●●●●から約550m南西に位置する畑1筆になります。こちらは、平成元年から申請人の宅地進入及び車庫に利用されており、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様のご更なる審議の程よろしく願います。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。



議 長	全員賛成ですので、番号2番については、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第11号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第12号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。（議案の朗読を行う）
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。
9番 谷中委員	それでは、説明いたします。 図面番号9番をご覧ください。 番号1番は、農業集落排水施設●●●●●から約400m北西に位置する田1筆になります。市発注の排水補修工事から発生する土砂を搬入し、田畑転換するための申請となります。改良後は、粟を作付けする計画となっております。 同意相当と判断しましたが、委員の皆様の更なる審議の程よろしくをお願いします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり同意することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	「議案第12号 農地改良協議書に対する同意について」は、原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	利用権設定の内容について説明いたします。15ページをお開きください。 今回利用権の設定は、全体で43件。面積は、125,252㎡です。内訳は、再設定10件、新規33件で、主な作付け作物は水稻・レンコン・さつまいもになります。 以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第13号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

議 長	次に、「議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは説明いたします。21ページをご覧ください。 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が1件、面積が1,319㎡です。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第14号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第15号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。23ページをご覧ください。 市長より令和2年1月28日付けで農用地利用配分計画(案)の意見を求められております。計画案につきましては、茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が1件、面積1,319㎡です。内容については、議案第14号の農用地利用集積計画の公告と同時施行するための内容となります。これにより管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が認可し、公告することにより、新たに受け手に農地を貸し付ける手続きの流れとなります。
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第16号 遊休農地の非農地判断について」を上程します。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。24ページをご覧ください。 農林水産省経営局長及び農村振興局長連名で平成21年12月11日付けで通知された農地法の運用について、遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いの通知に基づき、一覧の農地が農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの審議を求めるものです。 一覧の土地は、昨年7月から9月にかけて調査した、農地法第30条に規定された農地利用状況調査において、農地への復元が著しく困難と判断したB分類の農地かつ一昨年の利用状況調査においてもB分類と判断されている農地となります。 これらの土地が総会にて非農地と判断されましたら、土地所有者・かすみがうら

	<p>市・法務局等の関係機関に対してその旨を通知し、農地台帳の整理を行い、本年以降の利用状況調査において、調査対象から除外されることになります。</p> <p>また、所有者へ送付する非農地の通知により、法務局で登記地目の変更が可能となります。</p> <p>なお、該当の土地は、全体で347筆、面積は、296,020㎡です。内訳は、台帳地目田が52筆、面積34,870㎡、台帳地目畑が295筆、面積261,150㎡です。</p> <p>なお、税務課へ情報提供を予定しておりますが、すぐに課税地目が変わるものではありません。農業委員会が提供する情報を基に税務課が調査を行い、その後に課税地目に変更されるという流れになります。以上です。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議 長	<p>議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第16号 遊休農地の非農地判断について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p> <p>その他、農業委員さん、推進委員さんからご質問等ございましたらお願いします。</p>
議 長	<p>次に、来月の総会は、3月10日(火)午後2時からです。</p> <p>なお、次回の事前調査員は、久松弘叔委員、栗山千勝委員、塚本勝男委員です。</p> <p>日時は、3月2日(月)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>その他、事務局からありますか。</p>
事務局長	<p>①2月26日開催 地域の農地を活かし担い手を応援する運動推進大会の案内 ②認定農業者連絡協議会主催の講演会の案内(安田推進委員より)</p>
議 長	<p>只今、事務局長から説明がありましたが、ご質問等ありませんか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>以上を持ちまして、第189回総会を閉会いたします。長時間にわたり、慎重審議、大変ご苦勞様でした。</p> <p>(午後3時06分閉会)</p>